

機関番号：3 2 6 4 1

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009 ～ 2010

課題番号：21730051

研究課題名 (和文) 事業法と競争法の協働に関する研究

研究課題名 (英文) Competition between Sector-Specific Regulation and Competition Law

研究代表者

西村 暢史 (NISHIMURA NOBUFUMI)

中央大学・法学部・准教授

研究者番号：90345554

研究成果の概要 (和文)：

本研究課題では、欧州情報通信分野への事前規制としての事業法規制の中に競争法的思考の存在意義を示した。

情報通信産業を規制から競争的環境へ移行させるため、常に競争法的観点からの分析を行うということで上記移行に係る法規制の断絶を回避することが可能となったと評される。もっとも、詳細な競争法理論を用いた規制は、規制当局側の規制コストの増大、事業者側に対する法の過剰規制が問題として明らかとなった。結果、法運用コストの観点から事業法と競争法の関係を検討する必要性が生じた。

研究成果の概要 (英文)：

This study is intended as an investigation of the coherent and flexible regulatory framework of EU telecom industry facing the dynamic change of market structure and innovation. Introducing Competition Law Concepts in ex-ante sector-specific regulation may give us the ideas that there is the united regulatory method over the pan-Europe, and sustainable market development through promoting competition.

Nevertheless, numerous attempts have been made by scholars to demonstrate the need of regulation in EU telecom industry, because of above characteristics of this industry; also, whether the remedies addressing the access to the Next Generation Network or net neutral obligation should be legislated, there is little agreement as to the needs of ex-ante regulation, i. e., false positive problem. All these issues may well be left to the next step to consider.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	400,000	120,000	520,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	900,000	270,000	1,170,000

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：経済法・競争法

1. 研究開始当初の背景

(1) 問題意識

- ① これまで、申請者は、情報通信領域を規制対象とする事業法と業種横断的に適用される競争法の関係について研究を進めてきた。その過程で、事業法に基づく接続規制等競争を促進するための様々な監視・規制規定に違反する行為は、まさしく競争法にも違反する効果を有するという視点から、理論上、事業法を所管する規制当局と競争法を所管する競争当局が重疊的に（特定の）同一の行為類型に取り組むことが可能であるとの結論を得ていた。
- ② 同時に、第1に、競争法では不可能であるとされる価格規制やユニバーサル・サービス確保が事業法固有の制度として必要不可欠であること、第2に、日本では、特に企業結合の場面において競争当局のみが審査を担当することになり、企業結合の場面において第1の事業法固有の諸制度を競争法に内包することの法的対応の必要性の問題意識を持つに至った。

(2) 検討対象

- ① 米国では、情報通信領域における企業結合事例において、ほぼ常に事業法と競争法が適用され、それぞれの法理論に基づき、問題が生じる場合に結合当事会社の採用すべき問題解消措置を提示してきている。
企業結合においてしばしばその許容要件となってきた問題解消措置の分析は、事業法及び競争法上の問題となる行為の特定と当該行為に対するそれぞれの法の目的に合致した具体的解消措置の設計を可能にする。
- ② また、技術革新や事業法の抜本的見直しが進展する中、2つの法の役割も明らかにして、事業法と競争法が相互に「協働」して情報通信分野の競争を維持するための法的枠組みの必要性から、本研究課題の着想に至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究の特色

情報通信領域における企業結合規制に関して、事業法と競争法の両側面からの法的分析は、これまで先行研究がほとんどない。また、二つの法の連続的且つ有機的な関係構築について、まだ実質的な先行研究がない。これが、本研究課題の特色であり、独創的な点である。

(2) 本研究の意義

このように、本研究課題は、事業法と競争法の関係について、規制改革・競争導入によ

り利害関係者が増えたことから、二つの法の明確な役割の区分に法的根拠を与え、それぞれの法的安定性と予測可能性の確保に資することができ、企業結合規制の競争法研究における新しい出発点となる。

3. 研究の方法

(1)

本研究課題については、これまで事業法と競争法の交錯する、すなわち、同一の事例に対して2つの法が適用されることへの法学的研究が主であった。

(2)

その際に、初年度では、数多くの国内外の文献にあたり、また、諸事例を分析することで現状の法的対応の実際と諸問題を整理して、次年度では、特に初年度における理解が適切か否かを研究会等で報告することで確認及び再構成することで本研究の方法と内容の妥当性を確保することに努める。

4. 研究成果

(1) 問題意識の発展

- ① 最終的に、本研究課題では、欧州における競争法的思考に基づく事前規制を素材として、情報通信分野に対する事前規制としての事業法規制の中に競争法的思考の存在意義を示すことで、競争法と事業法の関係を考察する情報及び議論の基盤形成を目指した。
- ② そのため、本研究課題を遂行する上で、以下の点を特に留意した。初年度における米国の企業結合規制の場面では、事業法と競争法という2つの法体系が2つの規制当局により執行されることから、2つの法体系の協働が組織論的議論に収斂した。その後、このような議論も必要ではあるが、事業法と競争法の協働を考える上では、事業法規制枠組みにおいて競争法的規制枠組みを組み込んでおり、係る議論の蓄積のある欧州の状況を研究する必要性があると確認した。
- ③ 結果、2年目では、特に、欧州における情報通信分野に対する法規制の枠組みを素材にして、事業法規制枠組みにおける競争法的視点から当該法規制を考察した。
- ④ 繰り返すが、これは、2002年に採用された欧州の情報通信分野に対する事業法による事前の規制には、競争法的思考形式を背景とする規制体系が組み込まれていることが特徴的と評されているからである。

(2) 研究対象としての欧州という意義

- ① 欧州では、特定の情報通信に関する市

場を事前に画定し、画定された市場において事前の規制を行うか否かについて、いわゆる競争法上の市場画定理論、市場支配力分析、競争法上の問題を解消する措置を一体化させた SMP (Significant Market Power) 分析を導入している。このような分析枠組みは、明らかに競争法的思考の事業法における採用であって、上記の個々の競争法理論を基礎にした運用が行われているということが重要である。

- ② さらに、欧州において特徴的な点は、欧州レベルにおいて加盟国間の当該分析枠組みの齟齬が生じないように欧州委員会が欧州統一ルールを作成し、加盟国がこれを国内法制化するという法規制枠組みの執行体系も用意されていることである。これは欧州特有の問題を生じさせるため、研究を行う上で注意を要するが、以下で見るように新たな検討課題の抽出も可能となるという観点から重要であると考えられる。
- ③ 研究遂行の過程で、情報通信という産業においてこれまでの規制から競争的環境への移行を目指すというプロセスが欧州において明示的に示されているという点は、規制枠組みの制度設計を行う上で極めて重要であると考えられる。
- ④ すなわち、このことは同時に、情報通信分野に対する法規制枠組みについても、事業法による事前規制から競争法による事後規制への移行を同時に目指すとしているということである。これは、問題となっている情報通信分野の特定の市場が、事業法に基づく規制によって競争的になったと評価された場合においては、事業法規制は撤廃され、後は競争法による事後的な規制に服するという1つの産業分野における法規制体系の移行を意味するものだからである。
- ⑤ この点は、法規制枠組みの制度設計の上で重要かつ明確な出発点であると言える。その際に、常に競争法的観点からの分析を行うということで上記移行に係る法規制の断絶を回避することが可能となったと評される。

(3) 研究遂行上の留意点

- ① もっとも、上記の欧州特有の問題である複数の加盟国において欧州レベルでの統一的なルールの適用と執行については依然として議論の余地がある。
- ② すなわち、加盟国間の市場構造や競争の程度の違いは規制枠組みの統一的運用に大きな障害を生じさせ、規制当局側の規制コストを増大させており、また、事業者側には法の過剰規制問題も指摘されている。

- ③ 結果、法運用コストの観点から事業法と競争法の関係を捉えなおすという必要性が新たな検討課題として明らかとなった。

(4) 今後の研究課題：総論

- ① 同時に、今後の検討課題としても欧州における近時の動向は注目される。すなわち、情報通信分野における新たな規制軸の登場、SMP 分析枠組みにおける新しい措置の導入、そして、技術革新に伴った規制の是非である。これらはすべて、欧州情報通信政策が一貫して掲げる競争促進という目的とも深く関係している。

(5) 今後の研究課題：ネット中立性

- ① 第1に、2009年に改正された規制枠組みにおいては、いわゆるネット中立性 (net neutrality) に係るポリティカル・コミットメントが示されたのである。インターネットの開放性及び中立性の維持を最重要課題として、加盟国規制当局が促進すべき政策目的及び規制原則としてのネット中立性を、国内法制化の際に重視するという意思を最大限考慮する点を明らかにしている。
- ② その上で、ネットの自由の進展等に係る委員会の欧州議会や欧州閣僚理事会への報告や、ネット中立性に関連して生じうる反競争的行為に対応するために現行の競争法権限を行使するという点も表明している。情報通信分野での競争法的思考の重要性が再確認される。

(6) 今後の研究課題：構造措置

- ① 第2に、情報通信分野における事業者間の競争と、事業者による情報通信基盤への投資促進のための措置の設計方針を明確に示し、また、新しい措置として機能分離を明示したのである。
- ② 前者については、特に、新しい情報通信基盤となる NGN 等に係る投資促進を目的に設定すると同時に、当該投資の回収のための合理的利潤を確保するための事業者による様々な行為は慎重に考慮するという点が要請されるとしている。
- ③ 後者は、機能分離・垂直統合事業者の任意分離について規定している。この機能的分離の目的とは、垂直統合した事業者に対して事業上分離した経済組織体を設立させる義務を課すことで、垂直統合した事業者の川下事業部門を含めたすべての川下事業者に対して商品への完全に均等なアクセスを確保することである。機能分離は、差別的取扱にかかるとインセンティブを大幅に減少させ、また、非差別的取扱義務をより容易に証明且つ履行させることで複数の市場における競争を改善することができる。

- ④ これは、SMP に指定され事前規制の対象となった事業者に対して、これまでの措置では実効的な競争が実現されず、かつ、重要で継続する競争上の問題（市場の失敗）が存在する場合の「例外的」構造措置として、独立した事業経営を行う経済組織体による同一契約期間・条件・価格・サービス等の提供を行うことを新しい措置として導入したのである。
- ⑤ ただし、これは例外的な場合、すなわち、実効的な非差別的取扱義務が達成できない状態の場合や、これまでの措置の後、合理的な期間において設備競争の可能性がない場合に限定されることになる。
- ⑥ したがって、機能分離のための極めて重要且つ高度に専門的な証拠の提出という問題が生じる。その上、ここでも当事業者の自身のネットワークへの投資に係るインセンティブと消費者厚生への負の効果を生じさせないという点を認識しておかなければならない。現実的な規制の執行という面でのコストが問題となる。
- (7) 今後の研究課題：技術革新
- ① 第3に、NGN（次世代ネットワーク網）に対する規制である。NGN 市場への新規参入と、既存事業者からの設備ベースでの投資を支援する手段を NRA に付与することで、既存事業者の投資インセンティブ確保と新規参入者による「投資の階段」理論にそった段階的なネットワーク設備敷設を促進させることを目指している。
- ② その際に特に問題となるのは、規制の執行段階において規制当局側が SMP 指定事業者の投資インセンティブ確保と接続料金の適正を求めた規制のバランスをとらなければならない点である。これは、上記の機能分離の際と同様に、情報通信基盤への投資促進を考慮した措置の設計という要請を受ける形で、SMP 指定事業者の特定の行為が欧州情報通信政策上問題を生じさせないよう求められている点を明確化したのである。
- ③ たとえば、低価格での接続料金設定と、長期契約又は数量割引契約等を組み合わせるといった契約内容は問題ないとしているのである。しかしながら、効率的な市場参入を阻害するマージン・スクイーズを生じさせないよう注視することも指摘されており、ここでも再度、競争法的思考の存在が確認できることになる。
- ④ もっとも、基本的に NGN 市場は規制対象となり、措置の対象となると位置づけられている。例えば、卸ブロードバンド

アクセスに関する市場については、光ファイバーが初めて敷設される場合、ユニバーサル・サービス義務を含む既存の義務を充足させるため、銅線を並行して敷設ことを SMP 事業者には要求しないが、光ファイバー上で機能的に同等の商品等の提供は要求できるようにしているのである。

(8) まとめ

以上の今後の諸論点については、競争法的思考のみならずこれまでの事業法規制に対して、さらに規制を上乗せする可能性も示唆しているため、より詳細な分析が要求されることになる。

特に、技術革新の著しい情報通信分野において新しい技術に対する規制を行う場合の分析に関して統一的安定的見解があるとは言えない状況である。今後、より一般的な論点である情報通信分野に対する規制の是非、特に、過剰規制という観点から別途検討を要すると言える。

さらに、上記の諸論点においても、本研究課題で明らかとなった規制当局側の規制コストの問題が生じると考えられる。いかに管理可能な規制枠組みを構築するのかという点を次の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

① 西村暢史、欧州情報通信政策における競争法的思考、比較法雑誌、査読無、45 巻 1 号、2011 年、「掲載決定」

[学会発表] (計1件)

① 西村暢史、EU における情報通信政策、独禁法研究会 (財団法人比較法研究センター)、2010 年 12 月 4 日、大阪倶楽部

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 暢史 (NISHIMURA NOBUFUMI)

中央大学・法学部・准教授

研究者番号：90345554

以下、該当者無し

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：